

役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等が、その職務のため、理事会に出席したときには、報酬として日額 5,157 円を支給する。ただし、毎年第2回理事会開催時に「会社役員賠償責任保険」個人負担分を加算して支給するものとする。

施設の職員を兼務する役員には、支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は理事会に出席した都度、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成31年3月19日改正